

鳥取県告示第460号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年9月3日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年7月10日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成21年7月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人フリーダム
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
賀山 英治
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市田島462-2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、しょうがい者に対して、就労の支援、職業能力の開発及び社会参画に関する事業を行い、しょうがい者の自立と社会参加及び福祉の向上に寄与することを目的とする。